

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和元年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和2年10月版）」として、令和2年10月1日以後に入札する委託業務から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p>I 測量業務共通仕様書</p> <p>○文言の整理</p> <p>※句読点及び改行、ページ番号の修正箇所については、当新旧対照表では省略する。</p>	<p>○文言の整理</p>	全 般
<p>1 総 則</p>	<p>1 総 則</p>	
<p>1-27 受託者の賠償責任等</p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p>1-27 受託者の賠償責任</p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p>I - 13(13)</p> <p>■民法の改定に伴う修正</p>
<p>1-32 現場管理と安全の確保</p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達 令和2年3月)を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>7. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>1-32 現場管理と安全の確保</p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術調査課 平成29年)を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>7. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通大臣官房技術調査課 令和元年)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>I - 15(15)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p>2 用地部門</p> <p>2-4 境界測量</p> <p>2-4-2 補助基準点の設置 1. 受託者は、2-3-3 境界立会い及び署名押印 で確認した公共用地、民々の境界点を観測するために必要となる補助基準点を設置できるものとする。この場合の設置方法は、作業規程第604条によるものとする。</p> <p>2-4-3 用地幅杭設置測量 5. 設置方法は、「規程」第565条によるものとする。</p> <p>2-4-4 用地幅杭点間測量 2. 測定方法は、「規程」第566条によるものとする。</p> <p>2-4-5 境界測量 2. 観測及び測定の方法は、「規程」第604条によるものとする。</p> <p>2-4-6 用地境界仮杭設置 (4) 設置方法は、「規程」第606条によるものとする。</p> <p>2-4-8 境界点間測量 2. 測定方法は、「規程」第609条によるものとする。</p>	<p>2 用地部門</p> <p>2-4 境界測量</p> <p>2-4-2 補助基準点の設置 1. 受託者は、2-3-3 境界立会い及び署名押印 で確認した公共用地、民々の境界点を観測するために必要となる補助基準点を設置できるものとする。この場合の設置方法は、作業規定第445条によるものとする。</p> <p>2-4-3 用地幅杭設置測量 5. 設置方法は、「規程」第406条によるものとする。</p> <p>2-4-4 用地幅杭点間測量 2. 測定方法は、「規程」第407条によるものとする。</p> <p>2-4-5 境界測量 2. 観測及び測定の方法は、「規程」第445条によるものとする。</p> <p>2-4-6 用地境界仮杭設置 (4) 設置方法は、「規程」第447条によるものとする。</p> <p>2-4-8 境界点間測量 2. 測定方法は、「規程」第409条によるものとする。</p>	<p>I - 65(65) I - 66(66) I - 67(67) I - 68(68)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>
<p>2-6 用地実測図等の作成</p> <p>2-6-2 登記資料図面等の作成 1. 登記資料図面等は用地実測図原図に基づき、不動産登記規則及び不動産登記事務取扱手続規則の規定を参考にして作成するものとする。</p>	<p>2-6 用地実測図等の作成</p> <p>2-6-2 登記資料図面等の作成 1. 登記資料図面等は用地実測図原図に基づき、不動産登記法施行細則及び不動産登記事務取扱手続規則の規定を参考にして作成するものとする。</p>	<p>I - 68(68)</p> <p>■規則名称の変更に伴う修正</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p>3 管理部門</p> <p>3-1 道路区域測量 3-1-5 境界測量 3. 永久境界標の設置 (1) 設置方法は、「規程」第564条・第565条によるものとする。</p> <p>3-2 河川区域測量 3-2-5 境界測量 4. 永久境界標の設置 (1) 設置方法は、「規程」第564条・第565条によるものとする。</p> <p>3-3 砂防指定地区域測量 3-3-6 境界測量 2. 指定区域仮杭の設置 (3) 測定方法及び制限等は、「規程」第5編第2章第564条・第565条及び第5編第4章第605条・第606条によるものとする。</p> <p>4. 指定区域永久標の埋設 (1) 測定方法は、「規程」第5編第4章第607条によるものとする。</p> <p>3-4 地すべり区域測量 3-4-6 境界測量 2. 指定区域仮杭の設置 (3) 測定方法及び制限等は、「規程」第5編第2章第564条・第565条及び第5編第4章第605条・第606条によるものとする。</p> <p>3-5 急傾斜地崩壊防止区域測量 3-5-6 境界測量 2. 指定区域仮杭の設置 (3) 測定方法及び制限等は、「規程」第5編第2章第564条・第565条及び第5編第4章第605条・第606条によるものとする。</p> <p>4. 指定区域永久標の埋設 (1) 測定方法は、「規程」第5編第4章第607条によるものとする。</p>	<p>3 管理部門</p> <p>3-1 道路区域測量 3-1-5 境界測量 3. 永久境界標の設置 (1) 設置方法は、「規程」第407条・第408条によるものとする。</p> <p>3-2 河川区域測量 3-2-5 境界測量 4. 永久境界標の設置 (1) 設置方法は、「規程」第407条・第408条によるものとする。</p> <p>3-3 砂防指定地区域測量 3-3-6 境界測量 2. 指定区域仮杭の設置 (3) 測定方法及び制限等は、「規程」第4編第2章第365条・第366条及び第4編第4章第406条・第407条によるものとする。</p> <p>4. 指定区域永久標の埋設 (1) 測定方法は、「規程」第4編第4章第408条によるものとする。</p> <p>3-4 地すべり区域測量 3-4-6 境界測量 2. 指定区域仮杭の設置 (3) 測定方法及び制限等は、「規程」第4編第2章第365条・第366条及び第4編第4章第406条・第407条によるものとする。</p> <p>3-5 急傾斜地崩壊防止区域測量 3-5-6 境界測量 2. 指定区域仮杭の設置 (3) 測定方法及び制限等は、「規程」第4編第2章第365条・第366条及び第4編第4章第406条・第407条によるものとする。</p> <p>4. 指定区域永久標の埋設 (1) 測定方法は、「規程」第4編第4章第408条によるものとする。</p>	<p>I - 105(100) I - 110(105) I - 113(108) I - 117(112) I - 121(116)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p>3-6 海岸区域測量 3-6-6 境界測量 2. 指定区域仮杭の設置 (3) 測定方法及び制限等は、「規程」第5編第2章第564条・第565条及び第5編第4章第605条・第606条によるものとする。</p> <p>4. 指定区域永久標の埋設 (1) 測定方法は、「規程」第5編第4章第607条によるものとする。</p>	<p>3-6 海岸区域測量 3-6-6 境界測量 2. 指定区域仮杭の設置 (3) 測定方法及び制限等は、「規程」第4編第2章第365条・第366条及び第4編第4章第406条・第407条によるものとする。</p> <p>4. 指定区域永久標の埋設 (1) 測定方法は、「規程」第4編第4章第408条によるものとする。</p>	<p>I - 125(120)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>
<p>4 道路部門</p>	<p>4 道路部門</p>	
<p>4-2 路線調査 4-2-1 路線測量 1. 路線測量の目的 「規程」第5編応用測量第2章路線測量の第1節(要旨)によるが、計画調査(概略設計、予備設計)により道路中心線が確定したもの、又は現場拡幅等の内、比較的容易な条件から計画調査を必要としない箇所について工事が実施できる程度の精密な測量を行うことを目的とする。</p> <p>3. IP設置測量 「規程」第5編第2章路線測量第3節線形決定によるものとする。</p> <p>4. 中心線測量 「規程」第5編第2章路線測量第4節中心線測量によるものとする。</p> <p>5. 仮BM設置測量 (1) 「規程」第5編第2章路線測量第5節仮BM設置測量によるものとする。</p> <p>6. 縦断測量 「規程」第5編第2章路線測量第6節縦断測量によるものとする。</p> <p>7. 横断測量 (1) 「規程」第5編第2章路線測量第7節横断測量によるものとする。</p> <p>8. 平面測量 (1) 「規程」第3編第2章現地測量によるほか、「規程」第5編第2章路線測量第8節詳細測量によるものとする。</p>	<p>4-2 路線調査 4-2-1 路線測量 1. 路線測量の目的 「規程」第4編応用測量第2章路線測量の第1節(要旨)によるが、計画調査(概略設計、予備設計)により道路中心線が確定したもの、又は現場拡幅等の内、比較的容易な条件から計画調査を必要としない箇所について工事が実施できる程度の精密な測量を行うことを目的とする。</p> <p>3. IP設置測量 「規程」第4編第2章路線測量第3節線形決定によるものとする。</p> <p>4. 中心線測量 「規程」第4編第2章路線測量第4節中心線測量によるものとする。</p> <p>5. 仮BM設置測量 (1) 「規程」第4編第2章路線測量第5節仮BM設置測量によるものとする。</p> <p>6. 縦断測量 「規程」第4編第2章路線測量第6節縦断測量によるものとする。</p> <p>7. 横断測量 (1) 「規程」第4編第2章路線測量第7節横断測量によるものとする。</p> <p>8. 平面測量 (1) 「規程」第3編第2章現地測量によるほか、「規程」第4編第2章路線測量第8節詳細測量によるものとする。</p>	<p>I - 152(147) I - 153(148)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
5 河川・砂防・ダム部門	5 河川・砂防・ダム部門	
<p>5-2 距離標設置のための測量</p> <p>5-2-1 距離標設置測量 「規程」第5編第3章第3節によるものとする。</p> <p>5-2-5 距離標柱杭の位置の決定 「規程」第5編第3章第3節第574条によるものとする。</p> <p>5-5 深淺測量 深淺測量は横断測量の測線上で左右岸の水際に杭を打ち5m間隔に水深を測定するものとする。 なお、河床に変化があると思われる場合は、その個所ごとに水深を測定し、水位の変動が著しい場合は補正を行うものとする。 作業の内容・測深及び測深位置の測定・潮位・水位の測定・精度等は、「規程」第5編第3章第7節深淺測量によるものとする。</p> <p>5-6 工専用測量</p> <p>5-6-5 法線測量 (1) IP設置測量 (7) IP設置及び精度は、「規程」第5編第2章路線測量に準じて行うものとする。</p>	<p>5-2 距離標設置のための測量</p> <p>5-2-1 距離標設置測量 「規程」第4編第3章第3節によるものとする。</p> <p>5-2-5 距離標柱杭の位置の決定 「規程」第4編第3章第3節第415条によるものとする。</p> <p>5-5 深淺測量 深淺測量は横断測量の測線上で左右岸の水際に杭を打ち5m間隔に水深を測定するものとする。 なお、河床に変化があると思われる場合は、その個所ごとに水深を測定し、水位の変動が著しい場合は補正を行うものとする。 作業の内容・測深及び測深位置の測定・潮位・水位の測定・精度等は、「規程」第4編第3章第7節深淺測量によるものとする。</p> <p>5-6 工専用測量</p> <p>5-6-5 法線測量 (1) IP設置測量 (7) IP設置及び精度は、「規程」第4編第2章路線測量に準じて行うものとする。</p>	<p>I - 170(165) I - 175(170) I - 177(172)</p> <p>■ 諸基準類の改定に伴う修正</p>
6 急傾斜地部門	6 急傾斜地部門	
<p>6-4 中心線測量 2. 「規程」第5編第2章第4節中心線測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。</p> <p>6-5 縦断測量 2. 「規程」第5編第2章第6節縦断測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。</p> <p>6-6 横断測量 1. 「規程」第5編第2章第7節横断測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。</p>	<p>6-4 中心線測量 2. 「規程」第4編第2章第4節中心線測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。</p> <p>6-5 縦断測量 2. 「規程」第4編第2章第6節縦断測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。</p> <p>6-6 横断測量 1. 「規程」第4編第2章第7節横断測量及び第11節成果等の整理に準ずるものとする。</p>	<p>I - 193(188)</p> <p>■ 諸基準類の改定に伴う修正</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
10 公有水面埋立部門	10 公有水面埋立部門	I - 255(250)
<p style="text-align: center;">公有水面埋立免許手続</p> <p>The flowchart for the new procedure starts with the applicant (出願人) submitting an application (免許出願) to the licensing authority (免許権者). It includes steps for form review (形式審査), public notice (告示・縦覧), content review (内容審査), and a decision by the Minister (大臣). A key change is the removal of the 'inappropriate' (不適合) status, replaced by 'deficient documents' (所定の図書が不足している等) and 'non-compliance' (免許基準に適合していないことが明白である場合).</p>	<p style="text-align: center;">公有水面埋立免許手続</p> <p>The flowchart for the old procedure is identical to the new one but includes the 'inappropriate' (不適合) status. A red box highlights this status in the old version. The licensing authority (免許権者) is shown in a box, and the Minister (大臣) is also shown in a box.</p>	<p>I - 255(250)</p> <p>■ 民法の改正に伴う修正</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
Ⅱ 調査業務共通仕様書		
1 総 則	1 総 則	
<p>1-26 受託者の賠償責任等 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する<u>契約不適合</u>責任に係る損害</p>	<p>1-26 受託者の賠償責任 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>	II - 14 (14) ■民法の改正に伴う修正
<p>1-31 現場管理と安全の確保 2. 受託者は、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達 令和2年3月)を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>7. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通告示第496号 令和元年9月2日)を参考にして災害の防止に努めるものとする。</p>	<p>1-31 現場管理と安全の確保 2. 受託者は、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術調査課 平成29年)を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>7. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通大臣官房技術調査課 令和元年)を参考にして災害の防止に努めるものとする。</p>	II - 15 (15) II - 16 (16) ■諸基準類の改定に伴う修正
2 地質調査	2 地質調査	
<p>2-13 ボーリング柱状図の作成・ボーリングコアの取扱い等 <u>岩盤ボーリング、土質ボーリング(オールコアボーリング用)、土質ボーリング(標準貫入試験用)、地すべりボーリング(オールコアボーリング用)及び地すべりボーリング(標準貫入試験用)の柱状図の作成、コア写真並びにボーリングコアの取扱い及び保管については、「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説((一社)全国地質調査業協会連合会 社会基盤情報標準化委員会、平成27年6月)」によるものとする。</u></p>	<p>2-13 ボーリング柱状図作成要領(案) 2-13-1 岩盤ボーリング柱状図作成要領 ボーリング柱状図作成要領(案)解説書((財)日本建設情報総合センター 平成11年5月)によるものとする。</p> <p>2-13-2 土質ボーリング柱状図作成要領 ボーリング柱状図作成要領(案)解説書((財)日本建設情報総合センター 平成11年5月)によるものとする。</p> <p>2-13-3 コアの取り扱い・保管 ボーリング柱状図作成要領(案)解説書((財)日本建設情報総合センター 平成11年5月)によるものとする。</p>	II - 69 (69) ■諸基準類の改定に伴う修正

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p>3 土質調査</p> <p>3-3 サウンディング 3-3-3 二重管式コーン貫入試験 2. 試験等 (3) 試験は、JIS A 1220 <u>機械式コーン</u>(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法 に準拠して行うものとする。</p> <p>3. 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙及び報告用紙を使用して、JIS A 1220 <u>機械式コーン</u>(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法 に準拠して整理し提出するものとする。</p> <p>3-3-4 <u>機械式コーン</u>(オランダ式二重管コーン)貫入試験 1. 目的 <u>機械式コーン</u>(オランダ式二重管コーン)貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>2. 試験等 (1) 試験方法及び器具は、JIS A 1220 <u>機械式コーン</u>(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法 によるものとする。</p> <p>3. 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙及び報告用紙を使用して、JIS A 1220 <u>機械式コーン</u>(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法 により整理し提出するものとする。</p>	<p>3 土質調査</p> <p>3-3 サウンディング 3-3-3 二重管式コーン貫入試験 2. 試験等 (3) 試験は、JIS A 1220 オランダ式二重管コーン貫入試験方法 に準拠して行うものとする。</p> <p>3. 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙及び報告用紙を使用して、JIS A 1220 オランダ式二重管コーン貫入試験方法 に準拠して整理し提出するものとする。</p> <p>3-3-4 オランダ式二重管コーン貫入試験 1. 目的 オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>2. 試験等 (1) 試験方法及び器具は、JIS A 1220 オランダ式二重管コーン貫入試験方法 によるものとする。</p> <p>3. 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙及び報告用紙を使用して、JIS A 1220 オランダ式二重管コーン貫入試験方法 により整理し提出するものとする。</p>	<p>II - 77 (77) II - 78 (78)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>
<p>6 漁港地質土質調査</p> <p>6-2 地質土質調査 6-2-8 土質試験 4. 業務担当員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は<u>契約不適合</u>が認められた場合、再試験を指示することがある。</p>	<p>6 漁港地質土質調査</p> <p>6-2 地質土質調査 6-2-8 土質試験 4. 業務担当員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は瑕疵が認められた場合、再試験を指示することがある。</p>	<p>II - 114 (114)</p> <p>■民法の改正に伴う修正</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p>Ⅲ 設計業務共通仕様書</p>		
<p>1 総則・一般</p>	<p>1 総則・一般</p>	
<p>1-26 受託者の賠償責任等 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償 <u>又は履行の追完</u>を行わなければならない。 (2) 契約書第39条に規定する <u>契約不適合</u>責任に係る損害</p> <p>1-31 現場管理と安全の確保 8. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 設計業務に伴い伐採した立木等を <u>野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>1-26 受託者の賠償責任 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>1-31 現場管理と安全の確保 8. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 設計業務に伴い伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>Ⅲ - 14 (14) ■民法の改正に伴う修正</p> <p>Ⅲ - 17 (17) ■表現の適正化</p>
<p>3 河川部門</p>	<p>3 河川部門</p>	
<p>3-5 樋門及び樋管設計 3-5-5 樋門・樋管補修設計 <u>1. 業務目的</u> 樋門・樋管補修設計は、<u>樋門長寿命化計画に基づき、既設の樋門・樋管の延命化措置として必要な設計を行い、工事实施に必要な資料を作成することを目的とする。</u> <u>2. 業務内容</u> 樋門・樋管補修設計の業務内容は以下のとおりとする。 (1) <u>作工物調査</u> 受託者は、既設の樋門・樋管について、設計条件に必要となる詳細な実測を行い、<u>平面図、一般図、構造図等を作成するものとする。</u> 現地調査に伴い伐採・伐開、堆積土砂や流倒木の除去作業が必要となる場合は、<u>業務担当員に報告し、指示を受けるものとする。</u> (2) <u>損傷箇所の確認調査</u> 受託者は、樋門・樋管補修設計に先立ち、樋門・樋管の損傷状況を確認するとともに、<u>必要となる各種試験を実施するものとする。</u> 作業項目は、<u>外業（現地踏査、外観変状調査、形状寸法測定）及び内業（データ整理、損傷図作成、補修箇所の抽出）とする。</u> <u>外観変状調査及び形状寸法測定において、ひび割れや遊離石灰、局部的に断面補修等が必要な損傷箇所を目視・打音等により確認し、損傷箇所の形状寸法を計測するとともに、データの整理及び損傷図の作成を行い、補修が必要な箇所の抽出を行うものとする。</u></p>		<p>Ⅲ - 150 (-) ■項目の追加</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)									
<p><u>損傷箇所の確認調査において、現地調査により損傷箇所数の区分に変更が生じる場合は、設計変更の対象とする。</u> <u>現地調査に伴い仮施設（作業用足場等）が必要となる場合は、業務担当員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 塗膜サンプル採取</u> <u>受託者は、「塗膜の剥離等作業にかかる取り扱いについて（通知）」に準拠し、手工具による塗膜サンプル採取を行い、有害物質（鉛化合物、クロム、PCB）の含有量試験を実施するものとする。</u> <u>作業内容は、採取箇所の清掃作業、採取用具の取付作業、用具による塗膜採取、塗膜採取後の回収作業、用具の取外し作業、塗膜採取後の鋼材面補修とする。</u> <u>清掃作業から補修作業までは同日作業とし、採取塗膜は適正に処理（運搬・処分）するものとする。</u> <u>PCBが含有する場合は、採取した塗膜の処理方法について業務担当員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>(4) 樋門・樋管補修設計</u> <u>受託者は、樋門長寿命化計画に基づき、既設の樋門・樋管の延命化措置として必要な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成するものである。</u> <u>樋門・樋管補修設計は、構造計算を必要としない下表の補修内容（ひび割れや遊離石灰、断面補修等の局部的な損傷箇所の補修設計）に適用するものとし、構造計算が必要な改築等の検討を行う場合は、業務担当員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">対象部材</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">補修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート部</td> <td>函体、門柱、操作台、胸壁、翼壁</td> <td>ひび割れ注入工法、表面塗装工法、充填工法、断面修復工など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鋼材部</td> <td>扉体、巻上機、戸当り、防護柵、管理橋</td> <td>塗装塗替工法、部材更新（交換）など</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(7) 設計計画</u> <u>受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（以下、共通仕様書という） 1-12 設計業務計画書 第2項に示す事項について設計業務計画書を作成し、業務担当員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 補修設計（コンクリート部）</u> <u>受託者は、収集した資料及び調査結果より、樋門のコンクリート部に関する補修箇所を決定し、経済性を考慮した補修方法の比較・選定を行い、共通仕様書 1-45 設計業務の成果に基づき設計図面及び数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 補修設計（鋼材部）</u> <u>受託者は、収集した資料及び調査結果より、樋門の鋼材部に関する補修箇所を決定し、経済性を考慮した補修方法の比較・選定を行い、共通仕様書 1-45 設計業務の成果に基づき設計図面及び数量計算書を作成するものとする。</u></p>		対象部材	補修内容	コンクリート部	函体、門柱、操作台、胸壁、翼壁	ひび割れ注入工法、表面塗装工法、充填工法、断面修復工など	鋼材部	扉体、巻上機、戸当り、防護柵、管理橋	塗装塗替工法、部材更新（交換）など	<p>III - 150 (一) III - 151 (一)</p> <p>■ 項目の追加</p>	<p>III - 150 (一) III - 151 (一)</p> <p>■ 項目の追加</p>
	対象部材	補修内容									
コンクリート部	函体、門柱、操作台、胸壁、翼壁	ひび割れ注入工法、表面塗装工法、充填工法、断面修復工など									
鋼材部	扉体、巻上機、戸当り、防護柵、管理橋	塗装塗替工法、部材更新（交換）など									

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p><u>(エ) 施工計画</u> <u>受託者は、樋門補修に伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討するものとする。施工計画により必要となる仮設施設（仮締切、仮排水、工事用道路、防寒囲い等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響を考慮して、共通仕様書 1-4-5 設計業務の成果に基づき設計図面及び数量計算書を作成し、仮設計画を策定する。</u> <u>なお、特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 塗膜剥離作業仮設工設計</u> <u>受託者は、塗膜中に有害物質（鉛化合物、クロム、PCB）の含有が確認された場合には、「鉛中毒予防規則」及び「特定化学物質障害予防規則」に準拠し、適正な塗膜剥離作業形式の検討を行い、必要となる仮設工について、共通仕様書 1-4-5 設計業務の成果に基づき設計図面及び数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 照査</u> <u>受託者は、下記に示す事項を標準として照査を行う。</u> <u>・設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</u> <u>・一般図を基に構造物の位置、施設形状、補修方法が適切であるかの照査を行う。</u> <u>・設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法についても照査を行う。</u> <u>・設計計算、設計図面、数量計算書の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p> <p><u>(キ) 報告書作成</u> <u>受託者は、設計業務の成果として、共通仕様書 1-4-5 設計業務の成果に準じて、設計業務成果概要書、設計図面、数量計算書、概算工事費、施工計画書、現地調査結果等のとりまとめを行い、報告書を作成するものとする。</u></p> <p><u>3. 貸与資料</u> <u>委託者が貸与する資料は、下記を標準とする。</u> <u>・河川現況台帳</u> <u>・樋門・樋管台帳</u> <u>・樋門点検業務成果品</u> <u>・施工図面一式</u></p> <p><u>4. 提出成果品</u> <u>樋門・樋管補修設計の成果品は、下記を標準とする。</u> <u>・補修計画</u> <u>・設計図（作工物調査図、損傷図、損傷箇所図、補修一般図、補修詳細図、仮設工図等）</u> <u>・数量計算書</u></p>	<p>III - 151 (一) III - 152 (一)</p> <p>■ 項目の追加</p>	<p>III - 151 (一) III - 152 (一)</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
5 漁港部門	5 漁港部門	
5-6 設計に当たって使用する図書 2. 海岸保全施設の設計にあつては、「海岸保全施設設計の基準と運用 令和元 年度改定版」(北海道海岸事業連絡会議編)によるものとする。	5-6 設計に当たって使用する図書 2. 海岸保全施設の設計にあつては、「海岸保全施設設計の基準と運用 平成28年度改定版」(北海道海岸事業連絡会議編)によるものとする。	II - 186 (186) ■諸基準類の改定に伴う修正
6 漁港地質土質調査	6 漁港地質土質調査	
6-2 地質土質調査 6-2-8 土質試験 4. 業務担当員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は 契約不適合 が認められた場合、再試験を指示することがある。	6-2 地質土質調査 6-2-8 土質試験 4. 業務担当員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は瑕疵が認められた場合、再試験を指示することがある。	II - 114 (114) ■民法の改正に伴う修正

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
IV 施工管理業務共通仕様書		
1 総則	1 総則	
1-20 受託者の賠償責任等 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償 又は履行の追完 を行わなければならない。 (2) 契約書第39条に規定する 契約不適合 責任に係る損害	1-26 受託者の賠償責任 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害	IV - 10 (10) ■民法の改正に伴う修正